

全国社会保険委員会連合会

会 報

令和7年8月 第38号



知床五湖

トピックス

年金制度改正法が成立

令和7年5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出され6月13日に成立しました。

主な改正内容としては、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、標準報酬月額
の段階的引上げなどです。

詳細は、<https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h2dWeLSZ19n6i2MVY>
(厚生労働省ホームページ)を参照ください。



全国社会保険委員会連合会 第35回定期総会

開催報告

令和7年6月5日（木）全国社会保険委員会連合会第35回定期総会がTKP品川カンファレンスセンターにおいて開催されました。

開催に当たり武藤会長代行の挨拶に続き、ご来賓の厚生労働省年金局・保険局、日本年金機構並びに全国健康保険協会よりご挨拶を頂きました。

その後議事に入り、「令和6年度事業報告（案）並びに収入支出決算（案）」、「令和6年度決算剰余金処分（案）」、「令和7年度事業計画（案）並びに収入支出予算（案）」について審議をお願いし、いずれも「全員の賛成」により承認可決されました。

令和6年度事業実施報告として

①都道府県社会保険委員会連合会との連携強化

②厚生労働省等関係機関との連携状況

③ブロック会議への開催支援等

④「年金シニアライフセミナー」の開催支援（23都府県、50会場、参加者1,608人で実施）

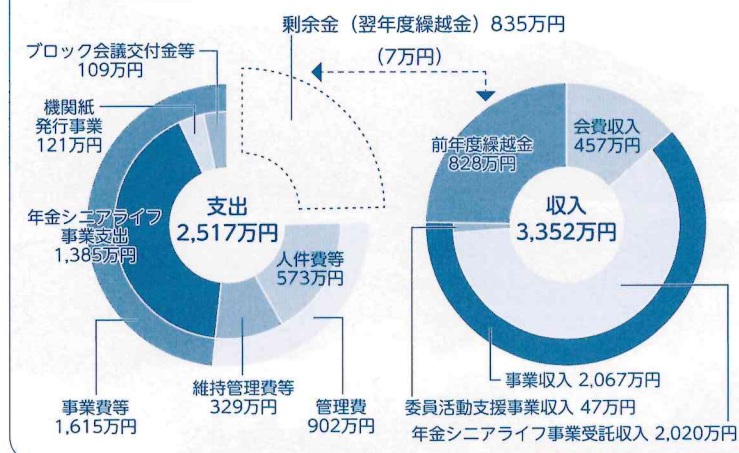
⑤全委連機関紙『会報』配布（10万2千9百部）
⑥『厚生年金保険の早わかり』配布（2万4千部）等が報告されました。

令和6年度収入支出決算については、収入総額が33352万5500円、支出総額が2517万2121円となり前年度からの繰

越金（828万1476円）を除いた単年度の実質的収支は7万1903円の黒字決算となったことが報告されました。

一方、令和7年度については、①関係機関との連携強化、②ブロック会議の開催支援、③「年金シニアライフセミナー」の開催支援、④『会報』の発行など、収入、支出それぞれ

令和6年度収入支出決算の概要



武藤会長代行挨拶

総会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、皆様方には大変お忙しい中、遠路ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

また、来賓として公務ご多忙のところ、日頃よりご指導いただいております厚生労働省及び日本年金機構並びに全国健康保険協会からも臨席を賜り、

第三十五回定期総会を開催できますことを心から感謝申し上げます。後ほどご挨拶を頂戴したいと思っております。

皆様方には、日頃から当連合会の事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、現在、日本での開催が二十年ぶりとなります大阪関西万博が開催中でその経済効果な

どを期待するところではありますが、足下では、関税問題、コメ不足、物価高騰など各企業様におかれましても厳しい状況下にあることとご推察いたします。

当連合会、都道府県連合会を取り巻く状況としましては、昨年十一月に全国社会保険委員会連合会設立三十周年という節目を迎えたところでありますが、会員の皆様には委員会への加入委員数の減少、各委員会連合会の運営などの諸課題を抱えているものと承知しております。

次に、年金制度につきましては、昨年五年に一度の財政検証が実施され、その結果を踏まえた「国民年金法等の一部を改正する法律案」が今国会で審議されており、我々年金委員も注視してまいりたいと思います。

また、日本年金機構では、年金制度に対する理解を深め、制度加入や保険料の納付に結び付けるために地域に根ざした地域年金展開事業を実施しており、令和七年度における方針が示され年金委員等との連携を強化し、効率的かつ効果的な取り組みを推進することとされており、我々委員会組織の役割もさらに重要となつてまいることと思います。

こうした中、各事業所における年金委員の果たす役割は、非常に重要であり、その活動に対する事業主、被保険者から寄せられます期待もさらに大きなものとなつてまいります。

当連合会としても、制度の普及啓発の担い手として皆様方の力を結集して、引き続き社会保険事業の円滑な運営に積極的に寄与したいと考

えております。今後とも、厚生労働省並びに日本年金機構及び全国健康保険協会、関係団体のも更なるご指導ご支援をお願いしてまいります。

本日は、「令和六年度事業経過報告」「収支決算見込額」及び「令和七年度事業計画並びに収支予算案」等につきまして、ご審議いただくこととしてお集りいただいているところでございます。

今後とも当連合会事業が円滑に進められますよう、令和七年度におきましても、これまでと同様の事業を実施することを基本としておりますので、何卒ご理解を賜わりまして、本日予定しております議事がスムーズに終了いたしますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。



来賓挨拶

厚生労働省年金局事業企画課 樋口俊宏課長 中課長補佐代読

出浦会長を始め、全国社会保険委員会連合会の皆様におかれましては、日頃より公的年金事業の円滑な推進及び制度の普及・啓発に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

この定期総会には毎年お招きいただき、ご挨拶をさせていただいているところですが、昨年

は、「次期年金制度改正に向けての議論を深めていきたい」とのお話をさせていただいたところでした。

その後、年金部会などにおける議論を経まして、先月、年金制度改正法案が国会に提出される運びとなり、今日、参議院厚生労働委員会において議論が始まったところです。

今回の年金改正法は、被用者保険の適用拡大のほか、在職高齢年金制度の見直し、Ecoの加入可能年齢の上限の引き上げ、そして、衆議院において、基礎年金水準の底上げにつながる措置が追加されるなど、将来の受給者の給付も充実させながら、現在の受給者の年金の増額措置も盛り込んだ内容となっています。

厚生労働省としましては、引き続きこの法案の意義や内容について丁寧に説明を尽くし、制度改正の実現に向けて全力を尽くして参ります。また、これまで実施してきた年金事業の運営や制度改正の対応についても、引き続き強力に取り組んでいます。

具体的に申し上げますと、年金事業の運営については、厚生労働省と日本年金機構の一体的な連携の下、国民年金や厚生年金保険の適用・徴収対策の推進、迅速で正確な事務処理の実施、ねんきん定期便やねんきんネット等を活用したわかりやすい情報提供の促進などに取り組んでいます。

本年も引き続き、令和六年度に策定した第4期中期目標・中期計画や令和七年度計画をもとに、中期的な目標・展望を持って業務を実施し

てまいります。

また、令和6年10月からは、従業員51人以上の規模の企業に勤務する短時間労働者に適用が拡大されています。これまで日本年金機構では、施行前から、適用拡大の対象となる可能性が高い事業所に対しての周知を実施して参りましたが、施行後は、適正な届出が行われているかを確認するため、適用拡大の対象となる事業所に事業所調査を行うなど、引き続き円滑な施行に努めてまいります。

年金の事業運営は、被保険者・受給者の方々や事業所の皆様方の正確なご理解をいただいてこそ円滑に進められるものと考えております。皆様におかれましては、引き続き、年金制度の普及・啓発活動に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、改めまして、全国社会保険委員会連合会の益々のご発展と、お集まりいただいた皆様のご健勝、ご活躍をお祈りして、私からの挨拶とさせていただきます。

厚生労働省保険局保険課 全国健康保険協会管理室 片谷大介室長

厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室長の片谷でございます。

第35回全国社会保険委員会連合会定期総会が開催されますことに、まずは心よりお慶び申し上げます。

また、ご臨席の皆様におかれましては、健康保険制度の円滑な実施につきまして、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私からは2点お話をさせていただきたいと思っております。

1点目はマイナ保険証に関してです。

昨年12月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の一部が施行され、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

マイナ保険証への円滑な移行に關しまして、これまでの健康保険委員の皆様方のお力添えに深く敬意を表しますとともに、ご支援に心から感謝申し上げます。

マイナ保険証は、医療DXを推進する基盤として、加入者の皆様健康医療情報に基づいた、よりよい医療を受けることを可能とするものです。

このため、より多くの方に実際にマイナ保険証のメリットを感じていただくことが重要であると考えており、引き続き、利用促進に向けた取組を進めてまいります。

また、本年中にはiPhoneへの電子証明書の搭載も予定されており、スマートフォンでのマイナ保険証の利用環境の整備も順次進めてまいります。

一方、本年12月には、従来の健康保険証の経過措置期間が終了するため、マイナ保険証をお持ちでない方に対して、申請によらず保険者から資格確認書を交付するなど、全ての方が安心して保険診療を受けられる環境の維持に努めてまいります。

マイナ保険証の推進、円滑な移行につきましては、引き続き、健康保険委員の皆様方のご協力が不可欠でございますので、今後ともご協力を賜りますようお願いいたします。

2点目は保健事業です。我が国は既に人口減少、超高齢社会に突入し、企業も人手不足に加え、従業員の平均年齢の上昇による健康リスクの増大、生産性の低下といった構造的課題に直面しています。

こうした社会的な課題の中で、これまで進めてきたような全世代型社会保障の構築のための取組と合わせて、社会の活力を維持向上していく基盤としての「健康寿命の延伸」などの政策課題にも、これまで以上にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

現在、協会けんぽにおきましては、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防対策の推進」、さらに協会けんぽと事業主がお互いに連携した「コラボヘルス」などの取組を柱とした第3期データヘルス計画について、各支部毎に策定し、着実に実施しているものと承知しております。

これらデータヘルス計画に基づく保健事業の取組には、健康保険委員の皆様方のご協力が不可欠です。健康保険委員の皆様方におかれましては、引き続き、協会けんぽの保健事業に関する取組に対し、お力添えを賜りますことを心よりお願いいたします。

申し上げます。

厚生労働省としても、健康保険委員お一人お一人が一層ご活躍いただけるよう支援してまいります。

結びになりますが、全国社会保険委員会連合会の益々のご発展と、お集まりの皆様方のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

一 日本年金機構 草刈俊彦理事

ただいまご紹介にあずかりました日本年金機構の草刈でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

全国社会保険委員会連合会におかれましては、社会保険委員の連携の強化、活動の活性化等を目的として、平成6年に設立されて以降、長年にわたり、公的年金制度の円滑な運営及び日本年金機構の業務運営に関してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、年金委員の皆様には、企業内における社会保険関係手続きの指導をはじめ、従業員からの相談対応や年金制度説明会の開催など幅広く活動をいただいております。皆様のご尽力に重ねて御礼申し上げます。

ここからは少々お時間をいただきまして、当機構の事業規模、取組等についてご報告させていただきます。

当機構は全国民が対象の公的年金制度を取り扱う唯一の組織であります。当機構の事業規

模を申し上げますと被保険者の総数は約6,700万人、徴収している社会保険料の総額は年間40兆円を超える規模でございます。また、年金受給者数は約4,000万人、その支給額は年間53兆円を超え、これは我が国の名目GDPの約1割に当たる規模であります。

まさに年金制度の適正かつ安定的な運営が我が国社会の安心と安定に大きな役割を果たしていることがご理解いただけると思います。

当機構におきましては、令和7年は、昨年からスタートした第四期中期計画の2年度目に当たります。

今後、年金受給者や高齢年金請求件数の増加、人々の働き方の多様化等による厚生年金被保険者数の増加、これに加え外国人の更なる増加など、年金制度を取り巻く環境には大きな変化が見込まれます。また、社会のデジタル化は一層加速しています。

第四期中期計画におきましては、基幹業務の更なる推進とともに、このような社会環境の大きな変化を見据えた、より積極的な対応が重要と考えています。

具体的には、外国人の方々に対する対応でございます。出入国在留管理庁の統計によれば、令和5年末の在留外国人の方は約220万人と過去最多を更新してございます。こうした方々が社会保険に加入される場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」について、制度を理解していただいたうえで、国民年金保険料の

納付や免除などの手続きを正しく行っていたことが重要であり必要です。

また、社会のデジタル技術の進展に対応するため、当機構におきまして、オンラインビジネスモデル実現の推進に向けて、電子申請やオンラインサービスの向上と業務の正確性・効率性を同時に図っていくことが極めて重要であると考えています。

こうした年金制度の周知やオンラインビジネスモデル実現の推進には、全国の職域型年金委員、約13万人の皆様の協力が必要不可欠であります。

委員の皆様におかれましては、従業員の皆様に対する周知等について、幅広くご協力いただいておりますことに、感謝を申し上げます。当機構といたしましても、年金委員の皆様が、従業員の方々に対する周知活動を展開しやすくなるよう、より一層、研修や情報提供の内容の充実を図るとともに、厚生労働省と連携をして、年金委員制度が幅広く認知されるよう取り組んでまいります。

引き続き、公的年金事業に関する業務運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。総会開催にあつての挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会 北川博康理事長 春山審議役代読

本日ご列席の各都道府県社会保険委員会連合

会の皆様方には、日頃から協会けんぽの事業運営につきまして、多大なご支援、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

2008年10月に協会けんぽが発足し、17年目を迎え、健康保険委員の委嘱者数は32万人以上となりました。近年では、これまでの健康保険に関する従業員様への広報や手続等の相談のみならず、健康診断や特定保健指導の実施、事業所様における健康づくりの推進といった事業にもご協力をいただいております。あらためまして、全国社会保険委員会連合会並びに健康保険委員の皆様方の協会けんぽへのお力添えに深く敬意を表しますとともに、ご支援に心から感謝申し上げます。

さて、協会けんぽを含む医療保険全般を取り巻く環境ですが、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年とはもとより、高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、我々の負担する後期高齢者支援金は確実に増えていきます。加えて、医療の高度化によって、医療費の伸びが賃金を上回るという構造は解消されておらず、協会けんぽの財政は、予断を許さない状況となっています。

また、いよいよ本年12月2日からはこれまでの健康保険証が使用できなくなり、マイナ保険証で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへと移行します。

協会けんぽといたしましては、引き続き加入

者の皆様に安心して医療機関に受診いただけるよう、次の2つを重点施策として実施してまいります。

まず、一点目は、マイナンバーカードを保険証として利用いただくための登録と利用の促進です。最近の国の発表では、国民のマイナ保険証利用率が27%と、昨年度の1ヶ台台からは伸びておりますが、依然として低い水準となっております。協会けんぽにおいても、昨年度、約4,000万人の全加入者の皆様に、ご登録いただいているマイナンバーの確認をお願いするとともに、ご登録いただいてない方にはマイナンバーの登録をお願いいたしました。引き続き、広報をはじめ一層の利用促進に向けた取り組みを進めてまいります。

二点目は、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様が、12月以降に保険証が使用できなくなっても困らないよう、来月から資格確認書を順次発行します。

資格確認書は加入者のご自宅に郵送する予定ですが、何らかの事情でお届けできなかった場合には、事業主様経由で加入者の皆様にお渡しいただきたいと考えておりますので、ご多忙の中、ご負担をお掛けすることになりますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このほか、協会けんぽでは、加入者の健康増進を図ることを基本使命の一つとしており、様々な健康づくりに関する事業を進めているわけですが、皆様方のご尽力もあって、生活習慣病予防健診受診率は年を追うごとに着実にアッ

プしております。また、事業所で実施する保健指導や各種健康セミナーの参加、さらには事業所様と協会けんぽが一緒になって健康づくりに取り組む「コラボヘルス」など、協会けんぽと健康保険委員の皆様が協働して行う機会も増えており、皆様の健康に対するリテラシーの高まりを感じております。来年度からは、人間ドックに対する補助や、若年層に対する健康診断の費用補助の拡充なども検討しており、これからも加入者様の健康づくりに資する取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。

最後になりますが、こうした協会けんぽが保険者としての責務をしっかりと果たしていくためには、健康保険委員の皆様様の橋渡しの役割は必要不可欠であり、全国社会保険委員会連合会の皆様をはじめ、健康保険委員、年金委員の皆様との連携がより一層重要であると考えています。引き続き、私ども協会けんぽへのより一層のご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済など必要な知識を提供することを目的とした令和7年度年金シニアライフセミナー開催日程がきました。詳細は当会HPを参照ください。



※※※ 外国籍の従業員のみなさまへの周知のお願い ※※※

(1) 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。

入国	入社	退社	入社
①国民年金への加入が必要な期間	②厚生年金保険等の期間	③国民年金への加入が必要な期間	④厚生年金保険等の期間

※①、③の期間は国民年金保険料の納付又は免除申請が必要です。

入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます（①の期間）。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります（③の期間）。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

<電子申請に必要なもの>

- ①スマートフォン（マイナポータルアプリをインストールしてください）
- ②マイナンバーカード
- ③数字4桁のパスワード（マイナンバーカード受取時に設定したもの）

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、下記に記載のホームページをご確認ください。

○制度に関する詳細…URL：<https://www.nenkin.go.jp>

○電子申請の詳細……URL：<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

(2) 年金に関する情報

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」第7章年金・福祉に年金の説明があります。

URL：https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

また、日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の説明やお知らせを色々な国の言葉やわかりやすい日本語で読むことができます。

URL：<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

※※※ 日本年金機構ホームページ「年金委員通信ページ」のご案内 ※※※

日本年金機構では、公的年金制度の普及・啓発活動にご協力いただく年金委員の役割などの紹介や、年金委員の皆様の活動に必要な情報をタイムリーに案内するよう、当機構 HP 内の「年金委員通信ページ」を活用し、委員の皆様への情報の発信を行っています。

<主な掲載内容>

年金制度説明会および年金委員研修用資料、Topics 記事 等

URL：<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/cooperator/nenkiniin/tsuushin.html>

※※※ 退職後も地域型年金委員として活動をお願いします ※※※

会社を退職され、職域型の年金委員を辞退された後も、これまでの経験や知識を活かし、引き続き、地域型の年金委員として自治会など地域において活動していただくことができます。

地域型年金委員になるための手続きの詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。か、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

本年12月2日以降は現行の健康保険証が使用できなくなります

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、マイナンバーカードでの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とした仕組みに移行しました。

すでに新規の健康保険証発行は終了しているところですが、経過措置による現行の健康保険証の有効期限は本年12月1日となっています。このため、12月2日以降に医療機関等で提示しても使用できませんのでご注意願います。

令和7年4月時点の国民のマイナ保険証利用率は28.6%とまだまだ低い水準ですが、協会けんぽといたしましては、マイナ保険証のメリット及び医療DX推進を踏まえ、一層の利用促進を図ってまいりますので、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方は、本年11月末までにお手続きいただきますようお願いいたします。

【マイナンバーカードで受診するメリット】

◎安心……よりよい医療が受けられる

- ・特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが減少
- ・薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬などのリスクが減少
- ・旅行先や災害時でも、薬の情報などが連携

◎便利……各種手続きも便利・簡単に!

- ・マイナポータルで医療費情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単
- ・医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要
- ・高齢受給者証の持参も不要

なお、マイナンバーカードをお持ちでない場合、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない場合、及びマイナンバーカードやカードに格納されている電子証明書の有効期限切れ等により、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しましては、12月以降に現行の健康保険証が使用できなくなっても困らないよう、本年7月から10月にかけて「資格確認書」を順次発行いたします。資格確認書は加入者様のご自宅宛て郵送いたしますが、何らかの事情でお届けできなかった場合には、事業所様に送付いたします。

健康保険委員様におかれましては、これらの事業につきまして従業員の皆さまにご周知いただくようお願いいたします。

今後とも、協会けんぽの事業運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年金委員（職域型）・健康保険委員委嘱者数（令和7年4月1日現在）

	都道府県	年金委員	健康保険委員
1	北海道	5,452人	9,639人
2	青森	1,783人	3,047人
3	岩手	2,523人	3,900人
4	宮城	3,174人	6,544人
5	秋田	1,742人	2,547人
6	山形	1,975人	3,842人
7	福島	2,716人	5,381人
8	茨城	2,704人	8,368人
9	栃木	2,466人	11,192人
10	群馬	2,301人	5,369人
11	埼玉	3,796人	12,331人
12	千葉	2,973人	8,894人
13	東京	11,174人	16,554人
14	神奈川	4,295人	24,970人
15	新潟	4,192人	8,729人
16	富山	2,088人	5,325人
17	石川	1,532人	7,416人
18	福井	1,726人	5,783人
19	山梨	1,484人	2,479人
20	長野	3,994人	5,867人
21	岐阜	2,576人	5,797人
22	静岡	5,197人	21,993人
23	愛知	5,389人	20,986人
24	三重	1,619人	3,503人

	都道府県	年金委員	健康保険委員
25	滋賀	1,472人	3,623人
26	京都	1,806人	6,138人
27	大阪	5,435人	22,306人
28	兵庫	3,496人	9,904人
29	奈良	1,014人	2,591人
30	和歌山	1,056人	3,841人
31	鳥取	1,287人	2,829人
32	島根	1,506人	3,063人
33	岡山	3,740人	4,376人
34	広島	4,219人	15,866人
35	山口	2,457人	4,547人
36	徳島	1,477人	2,048人
37	香川	2,840人	2,995人
38	愛媛	2,662人	4,013人
39	高知	1,315人	2,120人
40	福岡	5,618人	22,472人
41	佐賀	1,582人	2,497人
42	長崎	1,784人	3,194人
43	熊本	2,821人	8,052人
44	大分	1,709人	3,895人
45	宮崎	2,337人	5,101人
46	鹿児島	2,264人	3,680人
47	沖縄	1,487人	3,632人
	合計	134,255人	353,239人

